

東北医科薬科大学医学部 COVID-19 行動指針 2023 学生版. No 1

【行動指針】

1. 新型コロナウイルスは消失したわけでも、その感染経路が変わったわけでもないので、以下に掲げる【日常の基本的な感染症対策】は、引き続き行うこと。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 流行状況に敏感になること② 密接、密集、密閉はリスクが高いことを認識すること③ 密になる環境、あるいは、高齢者や重症化リスクの高いヒトに合う場合にはマスクを着用すること④ 日々の体調を自己管理し、検温体調不良時には必ず報告すること⑤ 大学病院に入る際は大学病院の感染症対策ルールを遵守すること⑥ 適切に手指衛生を行うこと |
|---|

2. 大学病院に立ち入る機会（体験学習・臨床実習等）がある場合には、新型コロナウイルスの大学病院内への持ち込みをなくすよう、その前後における感染症対策は、特に入念に行うこと。
3. 福室キャンパスは、高齢者等重症化リスクが高い患者さんが多く入院・生活する場であり、多くの方が受診などにより当キャンパスを訪問されるため、福室キャンパス敷地内においては、不織布マスクを着用すること。ただし、自習スペース、図書館、大講義室において「自習」を行う際に、会話をしない場合には、個人の判断でマスクを一時的にはずすことができる。
4. キャンパス外での社会活動は制限しないものの、新型コロナウイルスに罹患する可能性を考慮し、リスクの高い行動（3密、ノーマスク）は可能な限り回避すること。
5. 自身の健康観察を行い、特に発熱（体温目安37.5度以上）や咽頭痛、咳等の症状がある場合には、各キャンパスが指定する連絡方法により保健管理センターに報告し、指示に従うこと。
6. 出席停止期間及び濃厚接触者の特定については、別表のとおりとする。
7. 学外の病院・施設等で実習等を行う場合には、事前から受入先の感染対策に留意しておくこと。
8. 上記の対策にかかわらず、流行状況や場面における感染リスクに応じて、医学部コロナ感染対策本部会議が感染症対策に強弱を講じながら安全・安心なキャンパスの継続、教育研究環境の維持を図ることがあるので留意すること。
9. その他、本行動指針に定めるほか、感染対策について大学等が別途定める場合には、その取り決め・運用に従うこと。

5類移行期の医学部における出席停止期間・濃厚接触者の特定(休養証明書発行)2023/5/8～

○小松島キャンパス

医学部年次	福室での授業等	発症者・無症状陽性者の出席停止期間	届出	濃厚接触者の特定
1年次	体験学習	・発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過するまで出席停止 ・出席停止解除後は、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨 *登校再開日については、保健管理センターの指示に従うこと。 *「発症した後5日を経過」・「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。(*以下同じ)	欠席届(発症日のわかる診断書又は領収書添付)	無し
2年次	解剖学実習・体験学習			

○福室キャンパス

医学部年次	大学病院での授業等	発症者・無症状陽性者の出席停止期間	届出	濃厚接触者の特定
2年次	解剖学実習	・発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過するまで出席停止 ・出席停止解除後は、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨	欠席届(発症日のわかる診断書又は領収書添付)	無し
3年次	課題研究			
4年次前期	基本的診療技能			
4年次後期	臨床実習	出席停止は発症した後7日とし、出席後3日間はN95マスクを着用	保健管理センター福室分室で休養証明書を発行	有り (保健管理センター福室分室で休養証明書を発行)
5年次	臨床実習			*濃厚接触者の待機期間は、最終接触日を0日目として5日間(6日目解除)が原則 *家族や同席の会食等で陽性者が判明した場合は、保健管理センター福室分室に報告し、待機期間及び届出等についての指示に従うこと。
6年次前期	臨床実習			
6年次後期	統括講義	・発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後、1日を経過するまで出席停止 ・出席停止解除後は、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨	欠席届(発症日のわかる診断書又は領収書添付)	無し